


社会福祉法人飛鳥を認定！

徳島県内
第26号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第26号として、社会福祉法人飛鳥を平成25年5月16日付けて認定しました。

 徳島労働局で認定通知書交付式を行いました



平成25年6月19日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける社会福祉法人飛鳥の川久保施設長（右）



次世代認定マーク「くるみん」

社会福祉法人飛鳥の取組の概要

1 行動計画の期間

平成22年1月1日～平成25年4月30日までの3年4か月

2 行動計画の目標

- ① 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する
- ② 3か月以上の育児休業を取得した職員が職場復帰する際の教育訓練プログラムを導入する
- ③ 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する
- ④ 妊娠中や出産後の女性職員のための相談窓口を設置する

3 取組結果

- ① 平成24年12月に育児休業取得のための相談窓口を開設
- ② 平成25年4月に職場復帰プログラムを策定
- ③ 就業規則及びパンフレットを社内全員に回覧した
- ④ 平成24年12月に妊娠中や出産後の女性職員のための相談窓口を開設

4 その他の先進的取組

- ① 子の看護休暇を取得した期間について、賞与、定期昇給、退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしたものとみなしている。また、時間単位での取得を可能としている。
- ② 育児短時間勤務制度の適用を受ける期間について、定期昇給、退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしているものとみなしている。